

「緊急雇用創出事業費を追加する一般会計補正予算」など可決

第28回市議会定例会は6月15日から25日までの会期で開かれ、繰越明許費の使用についてなど4件が報告されたほか、国民健康保険税条例の一部改正、緊急雇用創出事業費を追加する22年度一般会計補正予算など、市長提出の23件の議案などがいずれも可決承認されました。

報告

- ▼繰越明許費の使用について
(2件) 〓移動通信用施設整備事業ほか52事業について、合わせて29億4096万2千円▽千厩公共下水道整備事業について、1億661万円―を22年度に繰越明許をしたので、報告するもの
- ▼繰越額の使用について 〓県道一関平泉線配水管布設替工事について、966万7300円を22年度に繰り越したので、報告するもの
- ▼専決処分の報告について 〓市職員が公務中に起こした物損事故に関し、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、市長専決条例の規定により専決処分したので報告するもの

承認

- ▼専決処分について 〓地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴い、65歳未満の給与所得者の公的年金等所得に係る市民税の特別徴収、倒産や解雇等による離職者の国民健康保険税の軽減措置など、市税条例および国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したもの

議案

- ▼国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 〓地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等について、所要の改正

をしようとするもの

- ▼職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〓地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、配偶者が育児休業をしている職員であっても、育児休業等をすることができるとするもの
- ▼職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 〓職員が給与を受けながら、職員団体のためにその業務を行い、または活動することができるとして、時間外勤務代休時間を加えようとするもの
- ▼市税条例の一部を改正する条例の制定について 〓地方税法等の改正に伴い、少額上場株式等の所得に係る市民税の所得計算の特例、市たばこ税の税率改正など、所要の改正をしようとするもの
- ▼総合保養センター条例の一部を改正する条例の制定について 〓総合保養センター真湯山荘(一関)の宿泊研修施設を廃止することなど、所要の改正をしようとするもの
- ▼公園条例の一部を改正する条例の制定について 〓駒場ふれあい広場(千厩)を廃止するため、所要の改正をしようとするもの
- ▼火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 〓対象火気設備等の位置、構造および管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、対象火気設備等に固体酸化物型燃料電池による発電設備を加えるなど、所要の改正をしようとするもの





- の
 - ▼22年度一般会計補正予算(第2号) 昨今の雇用情勢を考慮して、さらなる雇用機会の創出に取り組むため、緊急雇用創出事業費について1億46万9千円を追加補正
 - ▼22年度一般会計補正予算(第3号) 総合保養センター整備事業費および住宅リフォーラム助成事業費の追加など、合計1億982万5千円を追加補正
 - ▼22年度下水道事業特別会計補正予算(第1号) 下水道整備の国庫補助事業の事務費について、地方債を充てるため、3560万円を財源振り替えとするもの
 - ▼岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に協議を求めることについて 4月1日に設置された岩手北部広域環境組合の加入などの協議に協議を求めるとするもの
 - ▼財産の無償貸付けについて 室根町矢越字沼田78番2外24筆の土地および建物(旧釘子小学校)を救急救命士養成の専門課程を有する専修学校施設の用に供するため、学校法人阿弥陀寺教育学園に無償で貸し付けしようとするもの
 - ▼財産の所得について(4件)
 - ▽庁内LAN用業務システムサーバー等を更新するため、入札結果に基づき、(株)アイシーエスから1億5907万5千円▽庁内LAN用通信機器等を更新するため、入札結果に基づき、(株)アイシーエスから4032万円▽一関西消防署および一関南消防署に配備している消防ポンプ自動車を更新するため、入札結果に基づき、(資)古川ポンプ製作所一関支店から5754万円▽一関西消防署に配備している小型動力ポンプ付水槽車を更新するため、入札結果に基づき、(有)文林商会から5034万7500円で取得しようとするもの
 - ▼市道路線の廃止、認定及び変更について 下駒場南線(千厩ほか1路線の廃止、藤ヶ崎第8支線(大東ほか3路線の認定および丑石新田安原線(大東)の変更をしようとするもの)
 - ▼請負契約の締結について(3件)
 - ▽総合保養センター休憩施設建設(建築)工事について、入札結果に基づき、(株)仁田工務店と1億8585万円▽一関東消防署庁舎建設(建築)工事について、入札結果に基づき、(株)三ツ矢建設工業と2億6775万円▽萩荘中学校
- ▼人権擁護委員の推薦について(2件) 9月30日をもって任期が満了となる中村長雄氏(大東)を引き続き▽新たに小野寺知恵氏(千厩)を1適任と認め、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの
- ▼屋内運動場建設(建築)工事について、入札結果に基づき、(株)仁田工務店と1億9740万円▽請負契約を締結しようとするもの

議員発議などについては、広報8月1日号と同時に配付される予定の「市議会だより」をご覧ください。

入院時の「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

国民健康保険や後期高齢者医療保険加入中の方が入院した時に、窓口で支払う医療費の自己負担について、一定の限度額を超えない額にするためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などに提示していただく必要があります。

この認定証を入院する際に病院などに提示すると、入院時に支払う医療費が次のような取り扱いとなります。

【医療費の一部負担金】
70歳未満の方および70歳以上で住民税非課税世帯の方が病院などに支払う医療費は、自己負担割合(法定の3割など)ではなく、限度額までとなります。
※限度額は、年齢や所得の状況などにより異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【入院時の食事代】
住民税非課税世帯の方は、食事代も減額されます。

現在交付している認定証の有効期限は、平成22年7月31日までとなっています。8月以降に入院する方は、本庁国保年金課または各支所市民課窓口で新しい認定証の交付を受けてください。

◎申込先・問い合わせ先…本庁国保年金課
☎21-8343または各支所市民課

ひとにやさしい駐車場利用証制度が始まりました

岩手県では、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、4月1日から「利用証」を発行する制度を始めました。

◆対象者…障がい者、要介護者、妊産婦、難病患者で、歩行困難などがあり、車いす用の駐車場の利用を必要とする人。
※一部対象外となることがあります。

◆利用者証の優先利用ができる場所…右記のステッカーなどが表示されている駐車場(指定駐車施設)

◎申込先・問い合わせ先…県南広域振興局一関保健福祉環境センター(一関保健所) ☎26-1415 FAX26-3565

